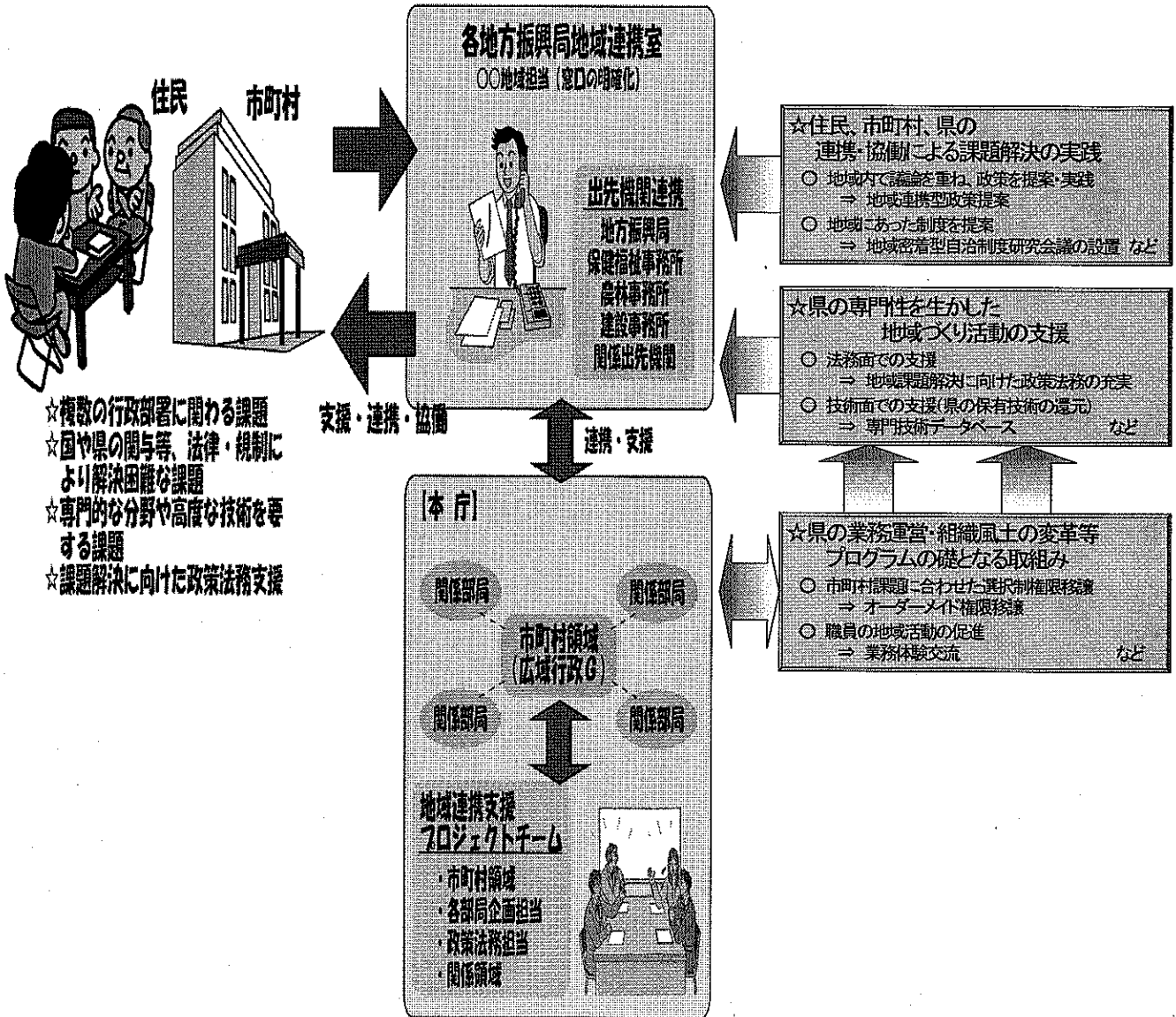


推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築 (分権宣言進化プログラム実践項目①) (分権宣言進化プログラム実践項目⑤)			中心となる領域等		
				各地方振興局、各出先機関 市町村領域、文書管財領域		
取組の内容						
<p>住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる、複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が、迅速かつ柔軟に対応する体制を構築します。</p> <p>また、地域の実状に即した課題解決・政策実現のため、次により政策法務に係る積極的な取組みを行います。</p> <p>《出先機関（各地方振興局ごと）における体制の構築》</p> <p>1 地域連携室の設置（＝出先機関連携組織） 部局（出先機関）横断的に取り組むべき課題に対応するため、出先機関連携による複合的組織として地方振興局に設置します。</p> <p>2 地域担当の配置 部局横断的な対応が必要となる提案や要望についての相談窓口として地域担当を配置します。</p> <p>3 出先機関の機能強化 地域連携室における具体的な取組みを通じ、必要性が明確になった権限については、出先機関への更なる権限の委譲を行います。</p> <p>《本庁における体制整備》</p> <p>4 地域連携支援プロジェクトチームの設置 各地方振興局地域連携室における取組みに対応し、そのバックアップを図るための本庁体制を整備します。</p> <p>◇ 調整窓口：市町村領域 ◇ 構成：各部局企画担当、関係領域、政策法務担当</p> <p>《政策法務の強化》</p> <p>5 地域課題解決に向けた政策法務体制の整備</p> <p>(1) 政策法務体制の整備 (2) 政策実現のための政策法務</p> <p>1) 独自の政策実現の手段としての条例化等の制度設計 2) 法的限界を見極めたうえでの制度設計（法改正提言、特区提案）法的枠組み 3) 県の行為の法的意味づけ（条例・規則制定の法的根拠） 4) 法令審査、行政訴訟支援</p> <p>【成果目標】 住民や市町村が抱える地域課題解決の取組みを進めるとともに、その取組状況について、毎年度市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地域連携室の設置・運営						→
地域連携支援プロジェクトチームの設置・運営						→
地域課題解決に向けた政策法務体制の整備						→
備考						

地域課題解決に向けた体制整備

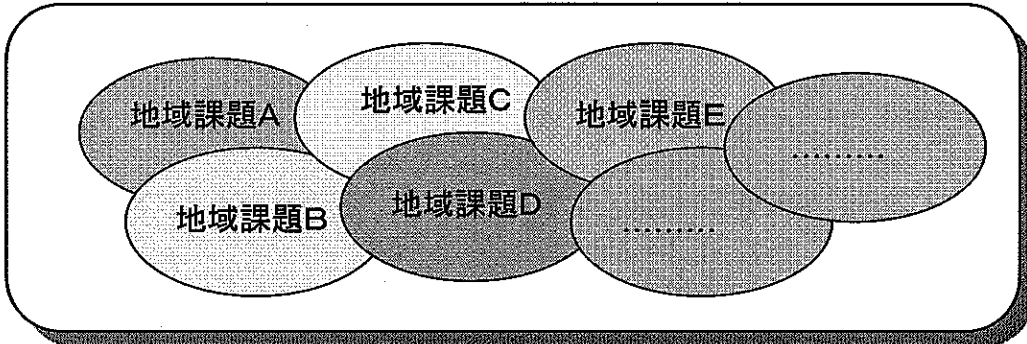
～各地方振興局地域連携室の設置～



推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>住民や市町村が抱える様々な地域課題の解決に向け、年度途中であっても柔軟かつ大胆に対応し、必要に応じて変容し得る機動的な組織運営の仕組みを、検討・導入します。</p> <p>1 柔軟な組織運営 現在導入している担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、検証・改善を行うとともに、その考え方等を発展させ、外部の変化等に素早く対応できる自律した組織運営の仕組みを検討します。</p> <p>2 成果重視の組織運営 成果重視の期間限定的な取組みや職員が多様な切り口から複数の組織等に所属するマトリックス型の組織運営を基本とするなど、柔軟かつ流動的な組織運営の仕組みを検討します。</p> <p>【成果目標】 担当理事制やプロジェクトチーム制による柔軟な組織運営を進めながら、既存の枠組みの検証・改善を重ねながら、より柔軟かつ自律的な運営が可能となる仕組みを検討します。 また、それらに基づき、数テーマについて既存の枠組みを発展させた取組みを進めます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
枠組みの検討・既存システムとの調整		→				
試行・検証・本格実施			試行	→		実施
備考						→

柔軟に変容する組織への転換

住民や市町村が抱える複雑多岐にわたる地域課題



課題解決に向けて柔軟に変容し得る機動的な組織運営

《既存の枠組み発展させ、より柔軟で流動的な仕組みの導入》

担当理事制・プロジェクトチーム制

《想定される課題》

- ◆ 目標、成果等の曖昧さ
- ◆ 既存組織がベース
- ◆ 主体性の欠如
- ◆ 曖昧な協力体制
- ◆ 権限等の欠如
- ◆ 固定化された運営

成果重視
自律的
流動的
協働
全体最適化
チーム主体

《検討すべき内容》

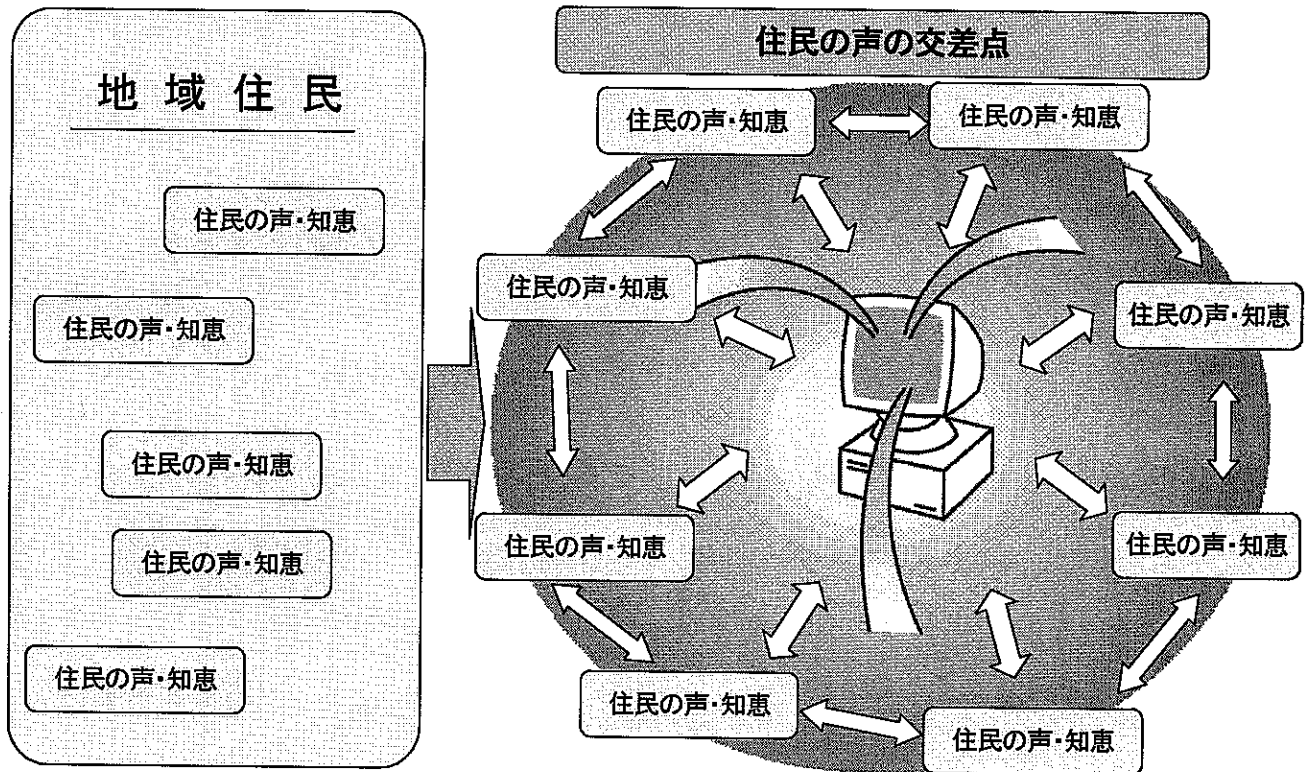
- ◆ 明確な目標の設定
- ◆ 目標を達成するための戦略の構築
- ◆ 目標に対する成果の評価
- ◆ 成果を次につなげる仕組みの構築
- ◆ 既存組織をベースとしない運営体制の構築
- ◆ 管理運営権限
- ◆ 人事や予算に関する調整権限
- ◆ 強力な支援体制の構築
- ◆ 期間限定による取組み

より柔軟かつ自律的な組織運営への移行

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり (分権宣言進化プログラム実践項目⑨)			中心となる領域等		
				人事領域		
取組の内容						
<p>それぞれの職員に寄せられた住民の声や知恵を出発点として、住民の多様な価値観、物事の見方、とらえ方等をネットワークで交差させるデータベースを整備することにより、組織横断的に課題解決を図る仕組みを構築します。</p> <p>○ データベース「住民の声の交差点（仮称）」の構築 （構築の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 他の部署の情報も交差する視点 ◇ ごく小さな問題意識でも交差する視点 ◇ 職員の接遇などの視点 ◇ 個人情報保護の観点等からのルールづくり <p>【成果目標】 職員が出張等において県民から寄せられた意見を、その都度登録するなどの視点を基本として、平成18年度中にデータベースを構築し、住民の声や知恵を出発点にヨコに連携する業務運営と意識の醸成を目指します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
住民の声の交差点の構築		→				
情報の交流		→				
備考						

データベース「住民の声の交差点（仮称）」の構築

- 時 期…平成18年度構築、順次運用
- 実施主体…人事領域、各部局
- 効 果…多様性に対応できるヨコに連携した組織総合力の発揮

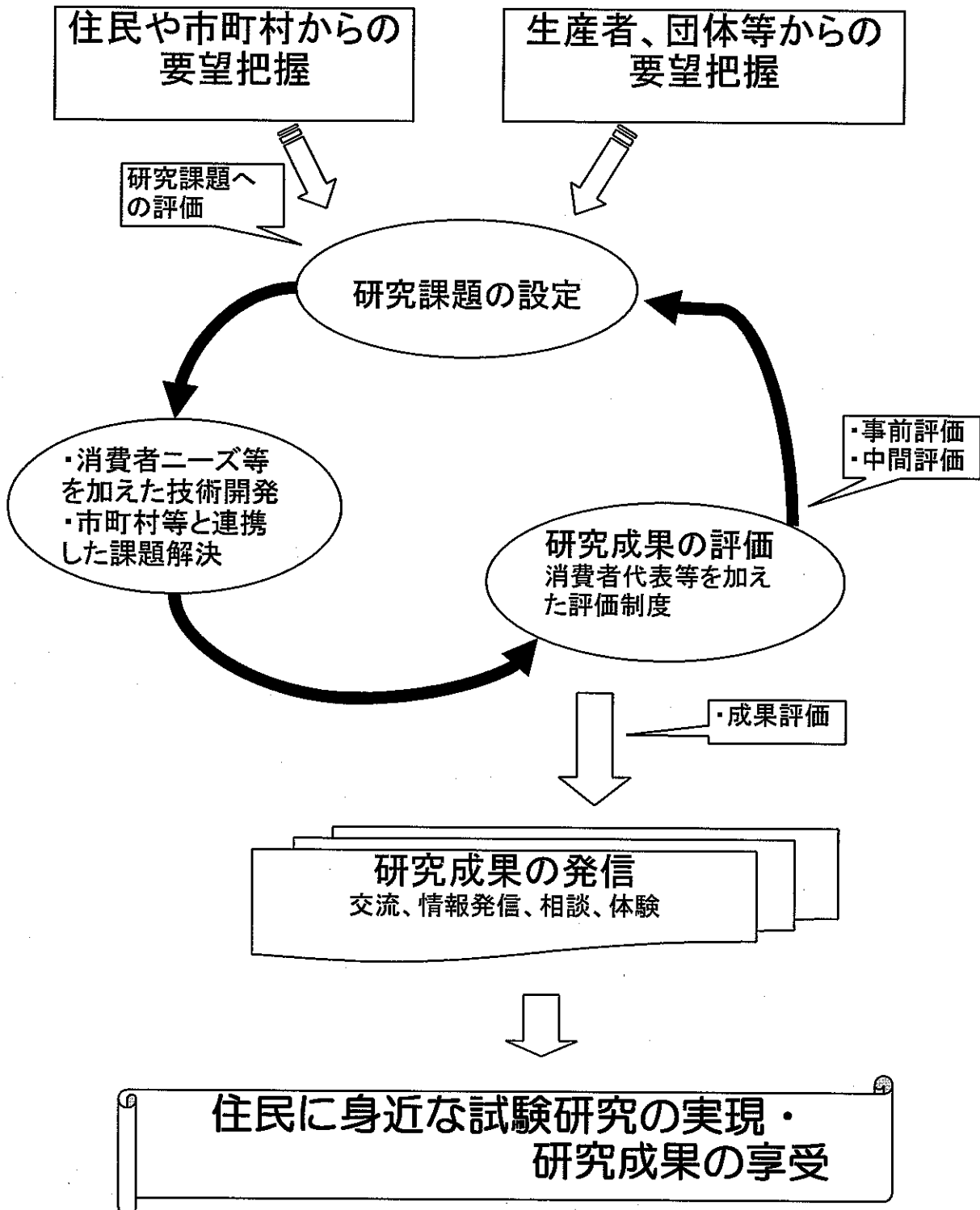


- より住民の意向を反映した県政運営
- 組織横断的な課題解決
- ヨコへ連携する業務運営手法の確立と意識醸成

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(4) 成果重視型事業展開	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目⑪)	人事領域、企画調整総務領域				
取組の内容						
<p>地域住民にとって事務・事業の成果がわかりやすい行政システムを確立するため、地域住民等からの意見の反映などによって事務・事業等を磨き上げ、より高い成果があげられるよう、次の取組みを行います。</p> <p>○ 事務・事業の成果をわかりやすく発信 「すべての人にとって安全・安心で利用しやすい」というユニバーサルデザインの考え方を基本として、各部局の各事業について、共通事項の洗い出しや用語の統一、様式の統一等により、わかりやすい情報発信の取組みを進めます。</p> <p>○ 事務・事業モニタリング制度の検討・導入 各事業において個別に対応している「住民の意向反映」の課題の洗い出しを行い、住民による事務・事業のモニタリングが可能となる仕組みを検討し、導入します。</p> <p>【成果目標】 ユニバーサルデザイン推進指針やホームページ作成ガイドライン等に基づくことを前提として、事務事業の成果のわかりやすい発信とその検証・改善に取り組みます。 さらに、地域住民等からの意見反映を可能とするモニタリング制度の平成19年度導入を目指します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事務事業の成果のわかりやすい発信						→
事務事業のモニタリング制度		検討	導入			→
備考						

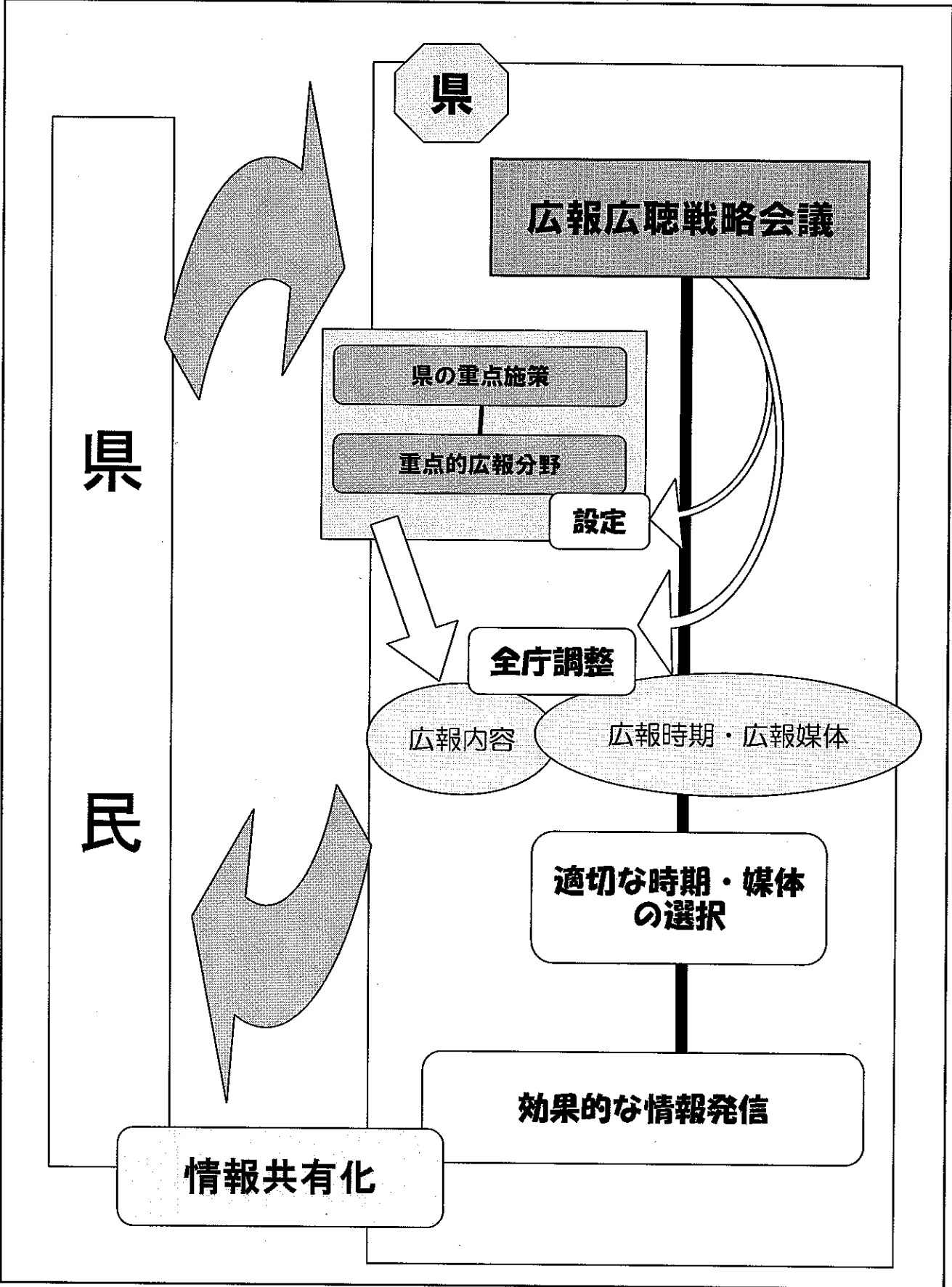
推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり				
取組項目	(5) 地域に役立つ研究開発の推進	中心となる領域等			
	(分権宣言進化プログラム実践項目⑥)	各部署、各試験研究機関			
取組の内容					
<p>次の基本的考え方に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や市町村に対する研究成果発表の機会を広く設定 ・住民や市町村の意向を踏まえた研究内容の検討 などの取組を通じ試験研究機関における研究を住民や市町村により身近なものとしていきます。 <p>《基本的考え方》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 試験研究に係る住民理解の促進に向けた研究成果の発信 ○ 住民の意向を踏まえた研究成果の評価 ○ 住民や市町村と連携した取組みの拡充による住民に身近な試験研究の実現 <p>また、更なる研究レベルの向上と地域貢献を図るため、機動的な研究体制の構築等、試験研究機関のあり方について検討します。</p> <p>【成果目標】</p> <p>市町村・住民から試験研究への要望を収集するとともに、課題の設定及び研究成果について、消費者代表等を加えた評価制度へ移行し、地域に役立つ研究開発を推進します。</p> <p>新たな制度導入とあわせ具体的な成果目標を設定します。</p>					
取組の工程表					
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
試験研究機関の研究成果の発信	検討 ----->	実施			
住民の意向を踏まえた研究成果の評価	検討 ----->	実施			
住民や市町村と連携した取組みの拡充	検討 ----->	実施			
試験研究機関のあり方検討					
備考					

地域に役立つ研究開発の推進



推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(6) 戦略的広報の推進	中心となる領域等				
		知事公室				
取組の内容						
<p>連携・協働の前提となる情報の共有化を図るため、次により効果的・効率的な広報に取り組めます。</p> <p>○ 部局横断の視点から、広報広聴戦略会議などを活用しながら、広報の内容・時期・媒体等について全庁的な調整を行います。</p> <p>○ 県の重点施策と連動した重点広報分野を設定するとともに、広域的プレスリリース配信サービスなど新たな広報媒体なども活用しながら、国内外に向け効果的・効果的な情報発信に取り組めます。</p> <p>* 広域的プレスリリース配信サービス：通信社が有する国内外メディアへの配信網を活用し、瞬時、同時に広域的な情報提供を行う配信サービス。</p> <p>【成果目標】 平成18年度から、部局横断的な視点からの全庁的な調整による広報を展開するとともに、検証・改善の取組みを進めていきます。 また、新たな広報媒体等を活用した情報発信を平成18年度より導入し、県内外はもちろん、国内外のマスコミ等への情報提供件数の17年度比10%増を目指します。 (173, 757件 18年2月現在)</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全庁的な調整の実施						→
効果的な情報発信の取組み						→
備考						

戦略的広報



推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(7) 職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進 (分権宣言進化プログラム実践項目⑩)	中心となる領域等				
		人事領域、各部署				
取組の内容						
<p>職員が、NPOやボランティア活動だけでなく地域のお祭りなどの活動に自発的に参加できるよう、様々な面から方策を検討し、「参加しない・参加できない職員」から、「参加する・参加できる県職員」への転換を目指します。</p> <p>また、住民組織と県がお互いの業務・活動を理解し、改善を図っていくために、業務体験を相互に実施するなどの双方向的な交流について検討します。</p> <p>平成17年度より取り組んでいる「ふるさと町村応援隊」について、出先機関との業務連携を検討するなどにより、職員の自主的取組みを促進します。</p> <p>〈実践内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の自主的な地域活動参加促進方策の検討・導入 ○ 住民組織等との業務体験交流の検討 ○ 地域づくり応援の取組み（ふるさと町村応援隊） <p>【成果目標】</p> <p>住民の声や知恵を出発点とする業務運営を通して職員の意識改革を醸成し、地域活動参加促進方策等の仕組みを検討・導入し、その結果として地域との関わりを持つ職員職員 約7割（H16年職員アンケート）の拡大を目指します。</p> <p>ふるさと町村応援隊については、その取組みを拡充します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員の地域活動参加 仕組みの検討 導入		→				→
双方向業務体験交流制度 仕組みの検討		→	→	→	→	→
ふるさと町村応援隊 取組み拡充		→	→	→	→	→
備考						

職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流推進

◆職員の地域活動の促進

職員の自主的な地域活動参加促進方策の検討
(参加しない・参加できない職員から参加する・参加できる職員へ)

住民組織等との業務体験交流の検討
(双方向交流による地域づくりの発展)

地域づくり応援の取組み
(ふるさと町村応援隊)



地域づくりにおいて、職員も一住民として力を発揮すべき



◆現状

地域との関わりをほとんど持たない職員…約3割
(平成16年職員アンケート)

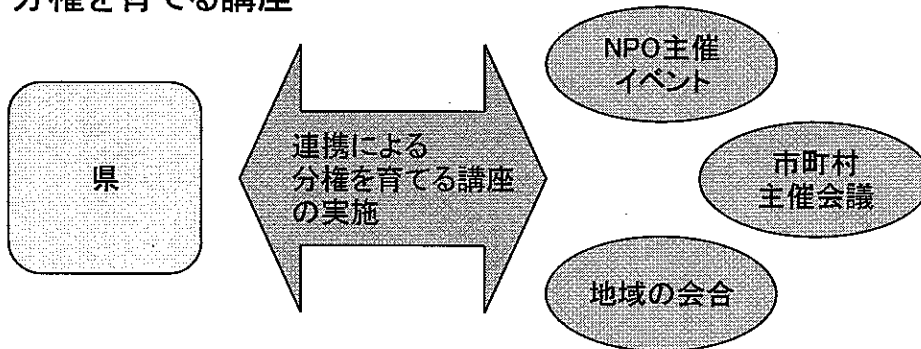
県職員の地域参加が良くないとする意見
(分権プロ市町村長インタビュー・NPOインタビュー)

推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり				
取組項目	(8) 分権宣言進化プログラムの定着化 (分権宣言進化プログラム実践項目④)	中心となる領域等			
		市町村領域、人事領域 各地方振興局 県民環境総務領域、知事直轄			
取組の内容					
分権宣言進化プログラムの定着化を図るため、次により取り組みます。					
1 住民、市町村、県連携による「分権を育てる講座」の実施					
<p>地方分権とは何か、どのような分権を目指していくべきか、住民はどのように自治に関わっていくかなど、プログラムの目指すものについて、座学ではなく議論を中心とした講座を住民や市町村と連携して開催し、地域に根ざした地方分権の確立を目指します。</p> <p>※ NPO やボランティア団体、市町村などが開催するイベントや会議等、様々な機会をとらえて議論の場として活用させていただくなど、柔軟に検討。</p>					
2 職員を対象とした講座の開催					
上記の取組みに先行させて、職員を対象とした講座を開催し、職員の分権意識の醸成を図ります。					
3 分権広報活動の実施					
県内に広く分権意識が浸透されるよう、行政から発信するという単方向の広報ではなく、『双方向、かつ、発信自体も住民組織やボランティアが担う』など、機能的・能動的な分権広報活動を展開します。					
【成果目標】					
分権宣言進化プログラムの目指すものや地域連携室の取組みについて、住民、市町村、県職員の理解を深めるため、平成18年度においては各地方振興局単位に講座を開催するとともに、19年度以降、検証・改善による取組みを積み重ねていく。					
取組の工程表					
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
分権を育てる講座 情報収集・仕組み構築 講座の実施	→				→
職員を対象とした講座					→
分権広報活動の実施					→
備考					

分権宣言進化プログラムの定着化

地方分権意識の定着

◆ 分権を育てる講座

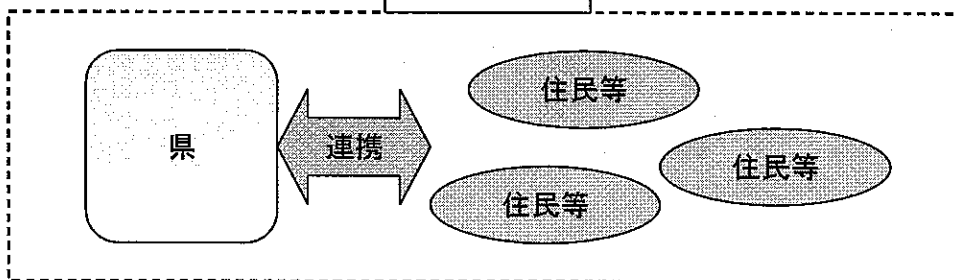


◆ 職員を対象とした講座の開催

⇒ 職員の分権意識の啓発

◆ 分権広報活動の実施

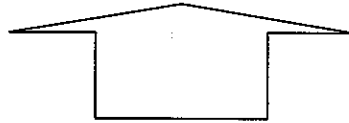
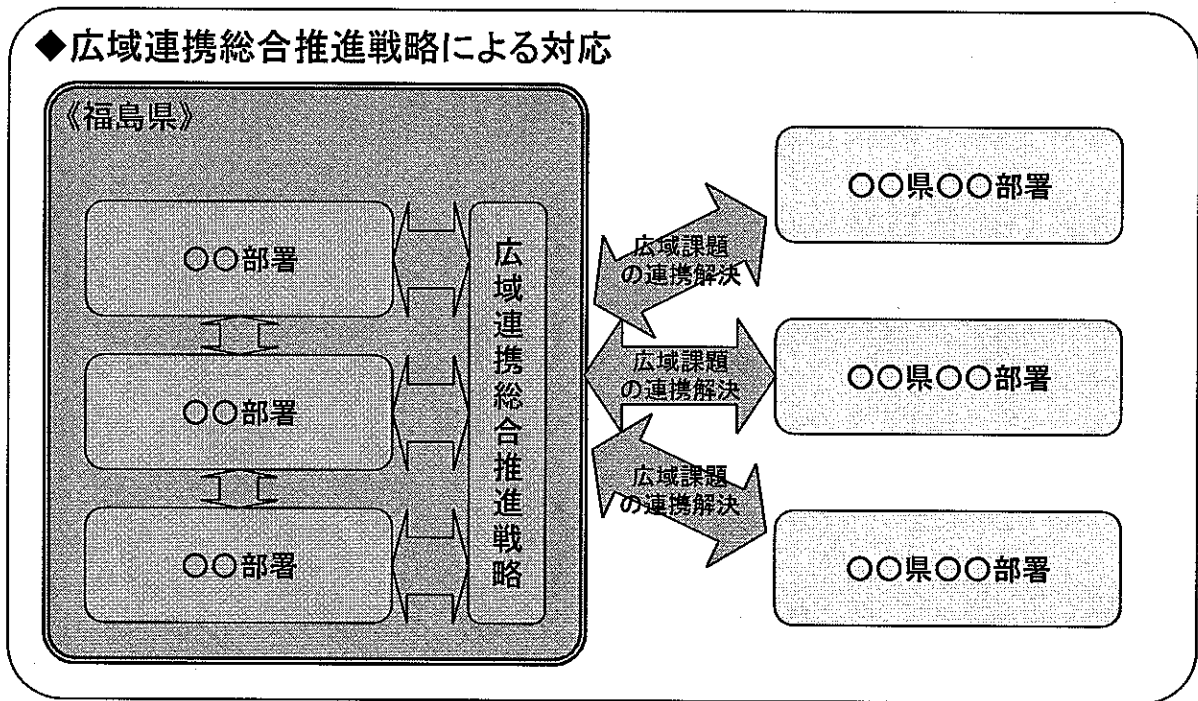
住民等と県の連携による分権広報



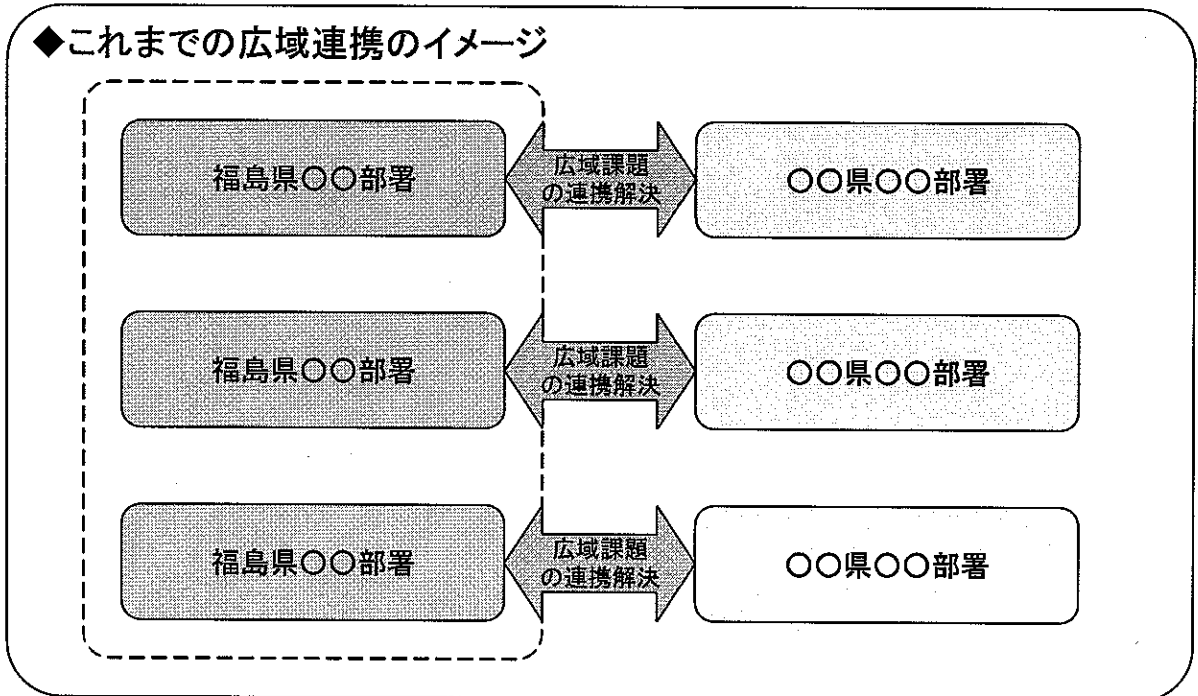
推進項目	I-1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり					
取組項目	(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進 (分権宣言進化プログラム実践項目⑭)	中心となる領域等				
		人事領域、企画調整総務領域 地域づくり領域				
取組の内容						
<p>地方分権を進める観点、制度改革を進める観点から、広域的に解決すべき課題を整理し、他の都道府県との総合的な連携・調整を部局横断的に行う具体的な戦略としての広域連携総合推進戦略を策定し、推進します。</p>						
<p>【成果目標】</p> <p>平成18年度において、既存の広域連携の取組みの検証や広域的課題の抽出を行い、基本的考え方をとりまとめます。そのうえで、関係各県とも調整を図りながら総合的な連携・調整の戦略を策定し、個別テーマごと取り組みを推進します。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
基本的考え方・戦略策定		→				
戦略①			-----→			
戦略②				-----→		
備考						

広域連携総合推進戦略

◆広域連携総合推進戦略による対応



◆これまでの広域連携のイメージ



推進項目	I-2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(1) 県民運動の推進	中心となる領域等				
		県民環境総務領域				
取組の内容						
<p>県民活動の一層の推進に向け、次の取組みを行います。</p> <p>1 第Ⅲ期県民運動の推進 第Ⅲ期県民運動（平成14～18年度）については、全体計画に基づき県民運動推進会議の構成団体や地域づくりサポート事業取組組織等との連携を強化しながら県民活動への支援等を実施します。</p> <p>〈第Ⅲ期県民運動全体計画に基づく取組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進委員会による県民運動の推進 ・県民運動推進拠点「オフィスうつくしま」の継続設置・運営 ・県民活動への支援 情報収集・提供、活動助言 顔の見えるネットワークづくりの推進 <p>2 第Ⅳ期県民運動全体計画の策定・推進 これまでの取組みを分析・総括のうえ、大量退職時代の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、第Ⅳ期県民運動（平成19年度～）の全体計画を策定し、推進します。</p> <p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フィールドワーカー等活動件数 年間500件（平成18年度まで） ○ 県民運動活動者数 年間5,000人（平成18年度まで） ○ 第Ⅳ期全体計画の策定を踏まえ、平成19年度以降の具体的な成果目標を設定します。 						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
第Ⅲ期県民運動の推進		→				
第Ⅳ期県民運動全体計画の策定		→				
第Ⅳ期県民運動の推進						→
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・活動応援人「フィールドワーカー」：県民が活動している現場（フィールド）に出向き、アクティブに情報収集や提供を行い、活動をコーディネートする専従スタッフ ・県民運動活動者：「美しいふくしま」をつくるために主体的に活動する人 					

第Ⅳ期県民運動全体計画への反映

↑
 総括 分析

“うつくしま、ふくしま。” 県民運動の推進（第Ⅲ期）

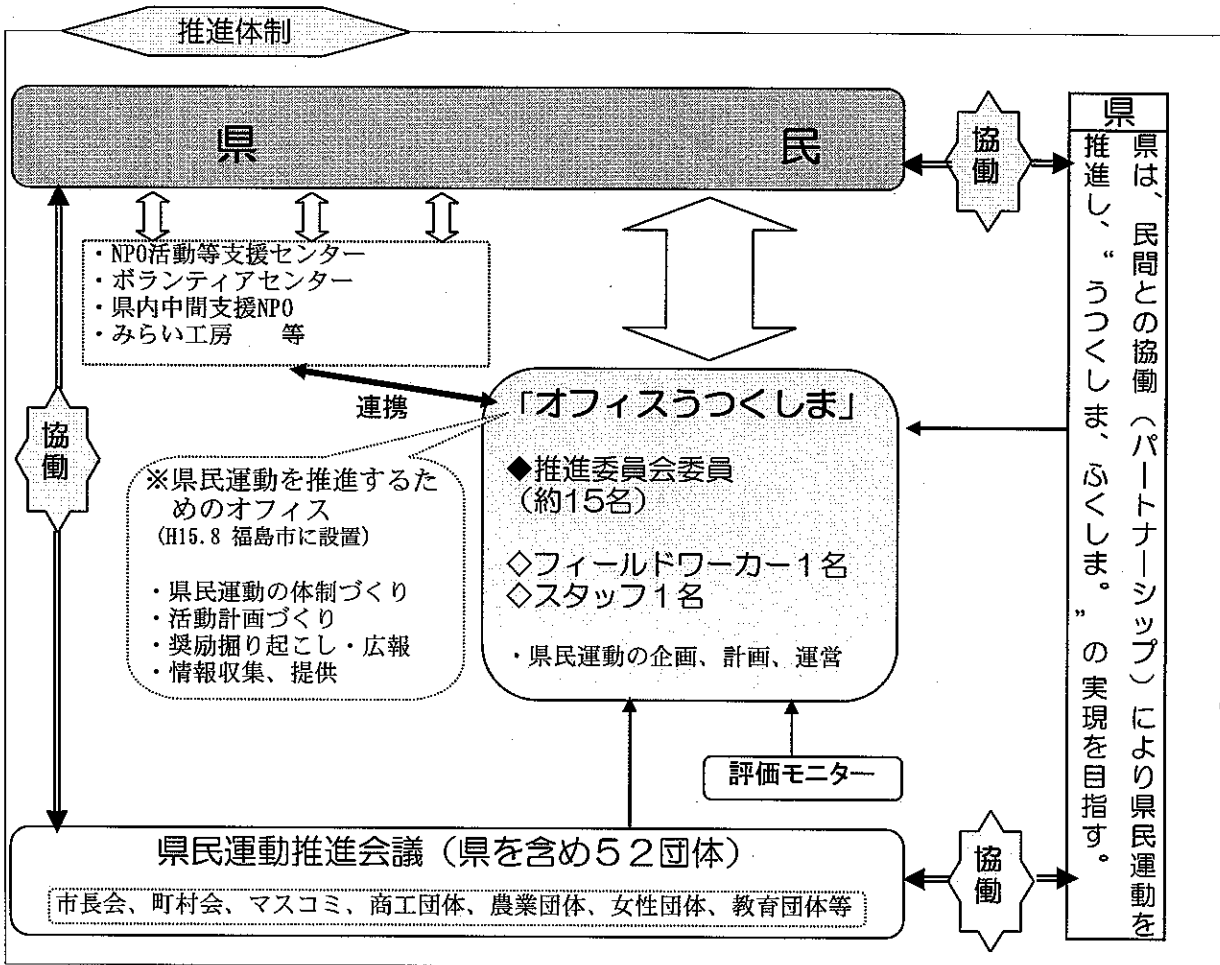
第Ⅲ期県民運動がめざすもの

◆なんのために

- 県民（個人、グループ、団体等）が、社会に対するそれぞれの“思い”や“夢”を実現できる福島県をつくる。
- それぞれの活動が、必要に応じて結びつき、連携するネットワーク型社会をつくり、暮らしやすく誇りの持てる福島県をつくる。

◆なにをするのか

- 県民一人ひとりが主体的に活動に取り組み、仲間づくりや活動の連携をひろげていけるような社会システム（社会環境）をつくる。



推進項目	I-2 県民参画領域の拡大	
取組項目	(2) ボランティア・NPOとの協働推進	中心となる領域等
		県民環境総務領域 生活福祉領域

取組の内容

ボランティア・NPO とのより一層の連携・協働の推進に向け、次の取組みを行います。

1 「協働推進アクションプログラム（仮称）」の策定・実行
 〈骨子（案）〉

- 1 NPOとの意見交換・協議の場づくり
 NPOが活動を通して発見したニーズを施策や事業の企画立案に生かすため、NPOと担当部局が意見交換、協議を行う場を整備
- 2 庁内協働推進体制の整備
 NPOからの提言・提案を施策立案段階に生かすため、NPOからの提案を受ける窓口やNPOと行政との橋渡しをする協働推進担当の配置などを検討
- 3 協働事業の評価システムの構築
 協働事業のプロセスや成果などについて、NPO、行政双方が評価できるよう、協働事業評価システムを構築
- 4 職員及びNPOの意識改革の促進
 NPO・行政の双方が協働について相互理解と共通認識に立って、協働に取り組んでいくための研修を充実

2 「活動拠点整備の支援」（市町村ボランティアセンターの整備）
 設置を希望する市町村に対し、地域住民がボランティア活動をする上で核となる市町村ボランティアセンターの整備を支援します。
 ※ 平成17年度末設置見込み数 46

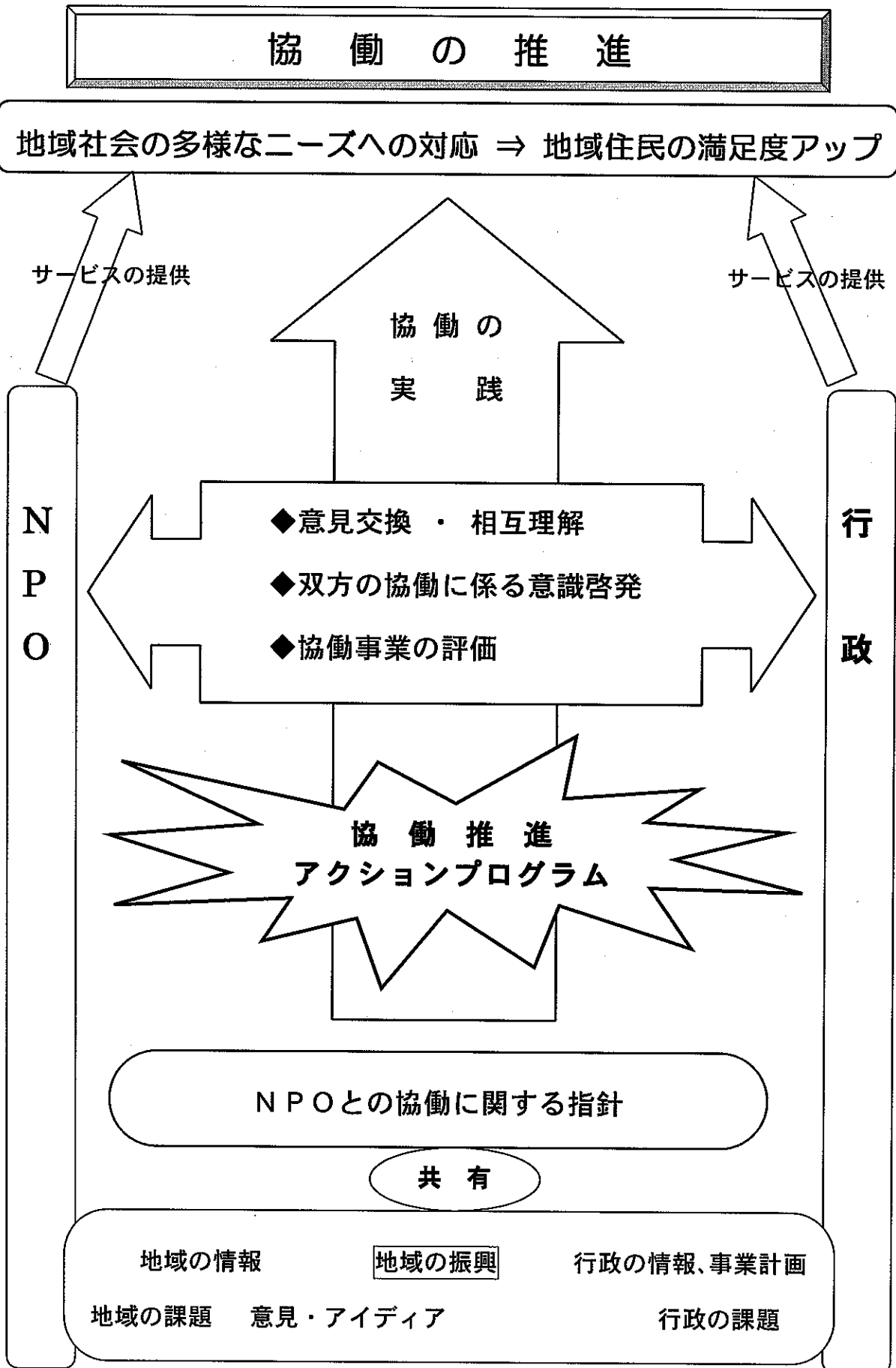
【成果目標】

1 連携・協働事業数を平成22年度までに110件にするとともに、連携・協働するNPO数を増やすなど、NPO活動のすそ野を広げる取組みを目指します。

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
協働推進アクションプログラム（仮称）の検討・策定	検討・策定				→
NPOとの意見交換・協議の場の整備	実施				→
庁内協働推進体制のあり方検討・推進		実施			→
協働事業の評価システムの検討・推進			実施		→
職員及びNPO双方の意識啓発					→
設置希望市町村におけるボランティアセンターの整備への支援					→

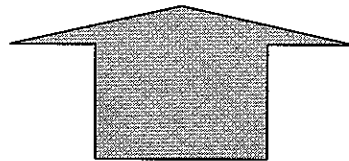
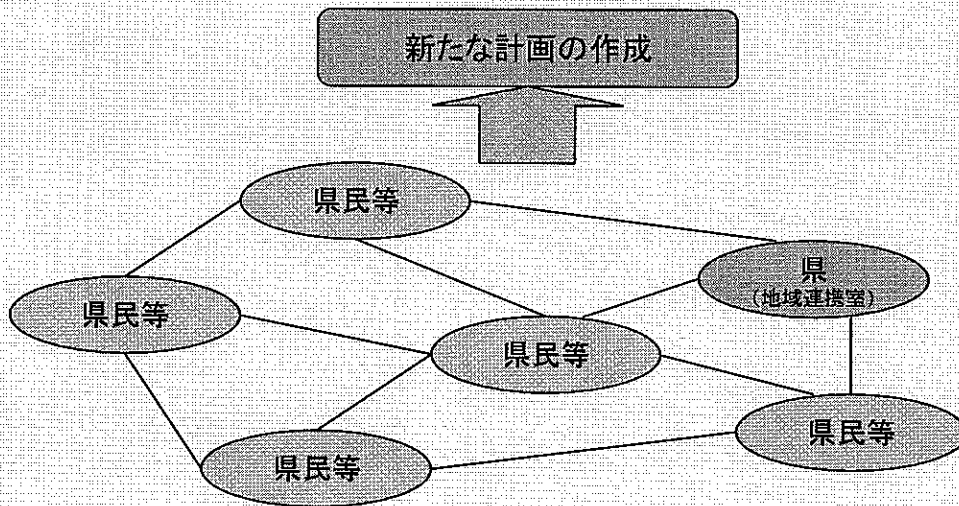
備考	連携・協働事業数 年度別目標値						
	H16	H17(見込)	H18	H19	H20	H21	H22
	85	82	90	98	104	107	110



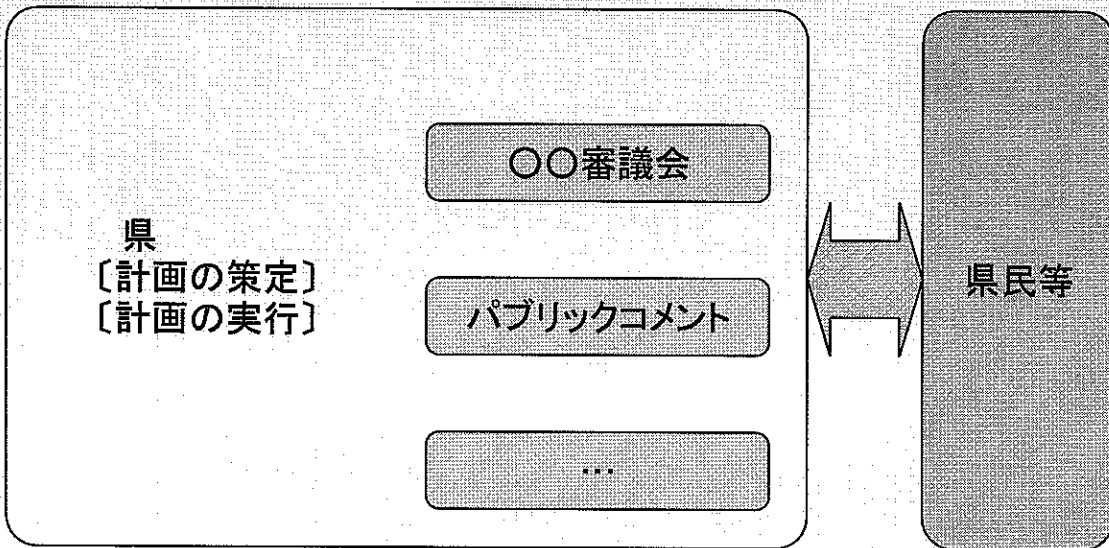
推進項目	I - 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(3) 具体の計画策定等への県民参画			中心となる領域等		
	(分権宣言進化プログラム実践項目①')			人事領域、各部署 各地方振興局		
取組の内容						
<p>「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」など、今後新たな計画等を住民と連携・協働して策定していく際に、各地域の地域連携室との連携・協力のもと、企画段階からの住民参画を実践する仕組みを構築することにより、県民意見を反映した事業の推進に取り組めます。</p> <p>【成果目標】 「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」の策定等において住民等の意見を反映をさせる取組みを進めるとともに、その取組状況について、市町村等地域の意見を踏まえ検証し、改善を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計画策定への県民参画の推進						→
備考						

県民参画による計画づくり

◆ 県民等の参加による計画づくり (水管理計画、まちづくりビジョン等 / 地域連携室機能の発展)



◆ これまでの計画づくり

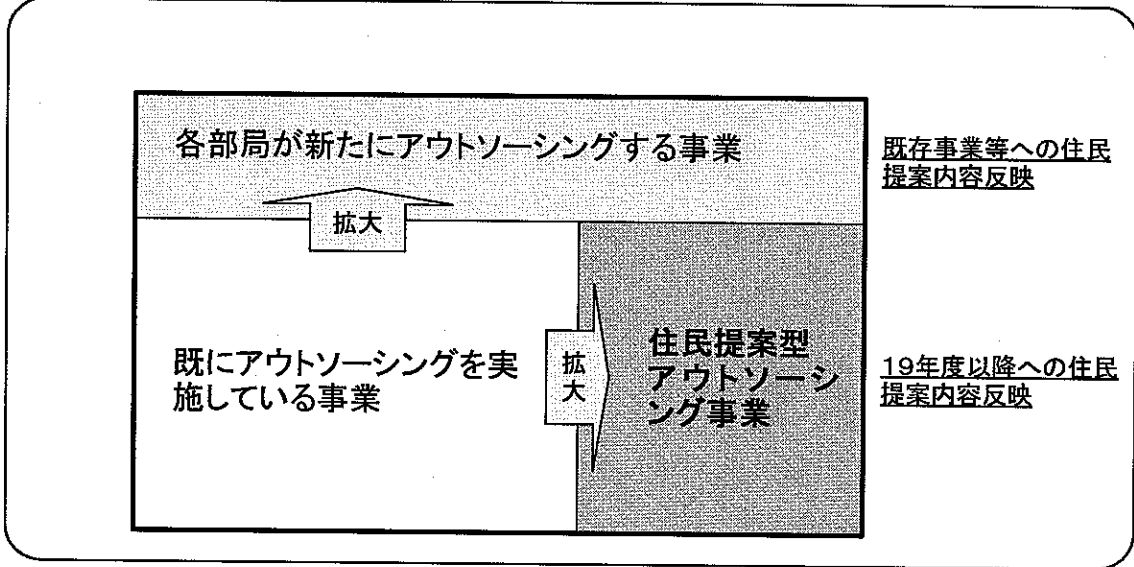


推進項目	I-2 県民参画領域の拡大				
取組項目	(4) アウトソーシングの着実な推進	中心となる領域等			
	(分権宣言進化プログラム実践項目②')	人事領域			
取組の内容					
<p>次により、アウトソーシングの着実な推進を図ります。</p> <p>1 「アウトソーシング推進実行計画」への取組み 平成18年度までを集中取組期間とする実行計画を着実に推進するとともに、環境変化や進捗状況等を踏まえ見直しを行います。</p> <p>2 住民提案型アウトソーシングの実施 事業実施コストの比較を可能とする事務事業の総ざらいを実施するとともに、アウトソーシングを進めるべき業務を住民の提案又は公募によって行う「住民提案型アウトソーシング」を実施します。</p> <p>〈住民提案の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実状に応じた住民の主体性の発揮が期待できる提案 ・業務の質を高める提案 ・コスト削減につながる提案 ・業務の効率化につながる提案 ・その他、提案された手法や仕組みから高い効果が期待できるもの <p>【成果目標】 アウトソーシング推進実行計画に基づく推進状況を検証し、平成18年度中に、コスト削減目標や推進内容の修正等を盛り込んだ実行計画として改訂し、取組みを推進します。 また、住民提案型アウトソーシングの実施により、住民の発想に基づく業務運営手法の確立を目指します</p>					
取組の工程表					
主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実行計画への取組み・見直し	推進・見直し	推進			
	→				
備考					

【取組みイメージ】

住民の発想に基づく業務運営手法の確立
住民の県(地域)づくりへの参画意識の醸成

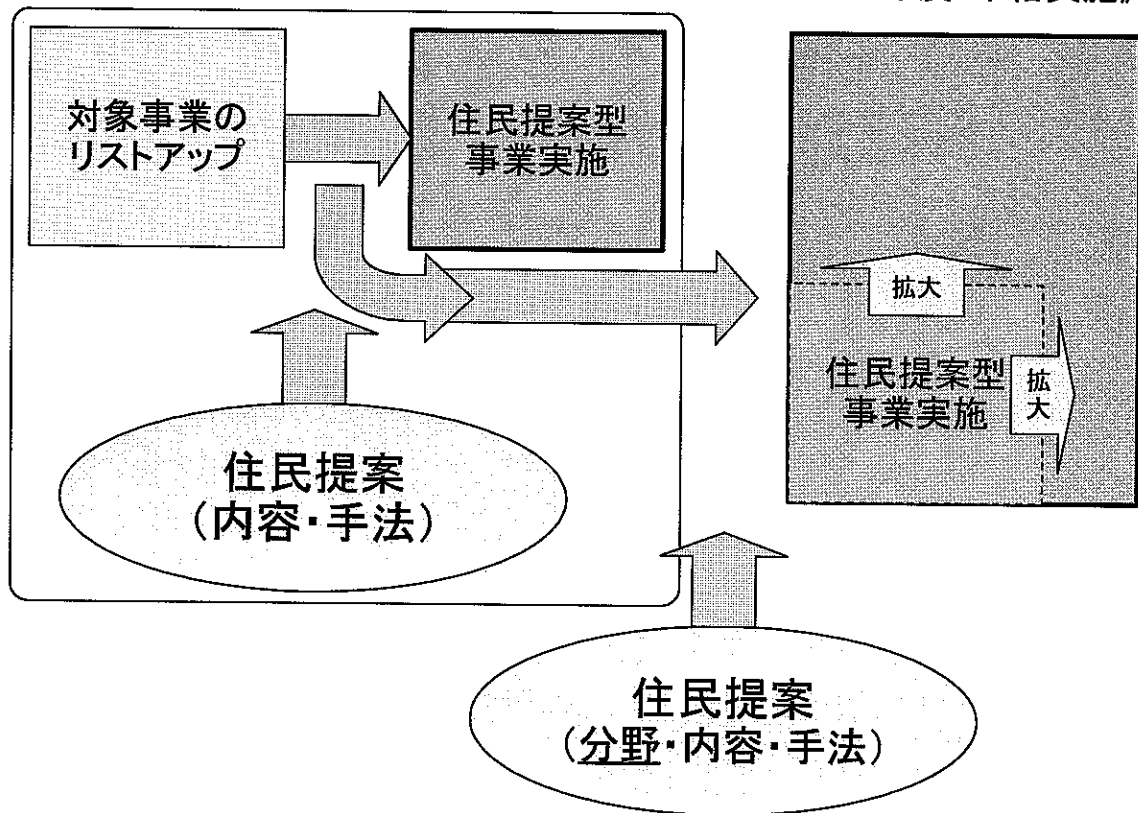
【対象とする事業のイメージ】



【展開イメージ】

《平成18年度:助走期間》

《平成19年度:本格実施》



推進項目	I - 2 県民参画領域の拡大	
取組項目	(5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討	中心となる領域等
		人事領域

取組の内容

○ 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）に係る仕組みの検討

「公共サービス効率化法（仮称）」（通称：市場化テスト法）の導入の状況を見極めながら、次により「福島県版市場化テスト」のあり方及び導入について検討します。

〈検討の項目〉

◇ 導入の意義（県民参画領域の拡大、公共サービスのコストと質の改善）

◇ 国等における運用状況の検証

◇ 導入する場合の課題と対応

- ・実施方針の作成
- ・対象となる公共サービスの選定
- ・コスト情報等の公開
- ・職員の処遇 など

◇ 実施体制

実施プロセスに係る透明性、中立性及び公平性確保のための第三者機関の設置 など

など

【成果目標】

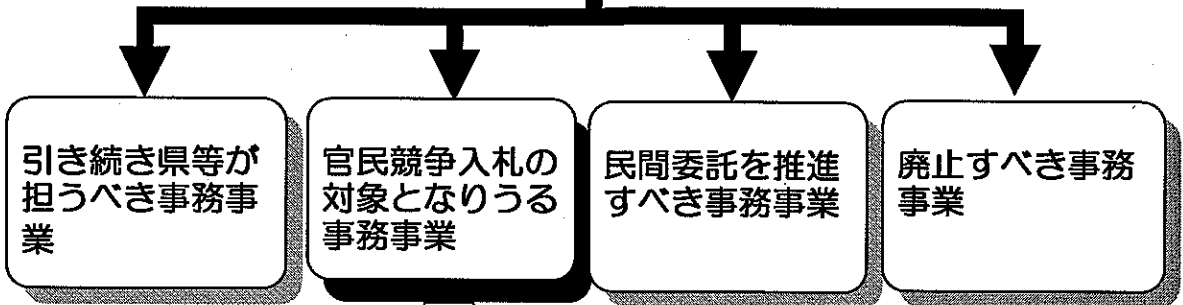
制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。

取組の工程表

主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
導入に係る検討 国等における運用状況検証		→			
試行・検証・本格実施					→

備考

県の事務事業



官民競争入札制度の導入について検討

導入せず
(引き続き行政サービスの向上・効率化に努める。)

導入する
(福島県版市場化テストの制度等について検討)
・実施方針の作成
・透明性、中立性及び公平性を確保するための審議会等の設置 他

- ・県民等との連携・協働の推進
- ・県民参画領域の拡大

推進項目	I-2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）導入の検討	中心となる領域等				
		人事領域				
取組の内容						
<p>県民・企業等が新たな取組みを行う際に、その活動が法令等の適用対象となるかどうかを、事前に確認することができるよう、ノーアクションレター制度の導入について検討します。</p> <p>〈検討の項目〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 先進事例、運用状況の調査 ◇ 本県への導入の適否 ◇ 仕組み構築・対象法令の洗い出し等（制度導入の場合） <p>【成果目標】</p> <p>制度設計時に取り組むべき分野・内容等を設定します。</p>						
取組の工程表						
	主な取組事項	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	制度導入の検討（先進事例の調査等）	→				
	試行・検証・本格実施		-----→			-----→
備考						

●ノーアクションレター制度のイメージ

ノーアクションレター制度とは、

新たな事業活動を行おうとする際に、県の処理する事務に対して

- ① 県の行政機関への申請や届出などが必要かどうか
 - ② 事業活動が法令により不利益な処分を受ける行為であるかどうか
- をあらかじめ県に照会、県から回答を行い、その内容を公表する制度です。

公表内容の確認により、県民が類似事案についてのリスクを予測することが可能となります。

- 県民参画領域の拡大
- 県民・企業等の新たな取組みを側面支援

③ 公表

県
〔窓口の明確化〕

連絡・調整

担当部局
〔一定期間内に回答〕

① 照会

② 回答

照会者
〔新たな事業活動等の具体的な提案〕

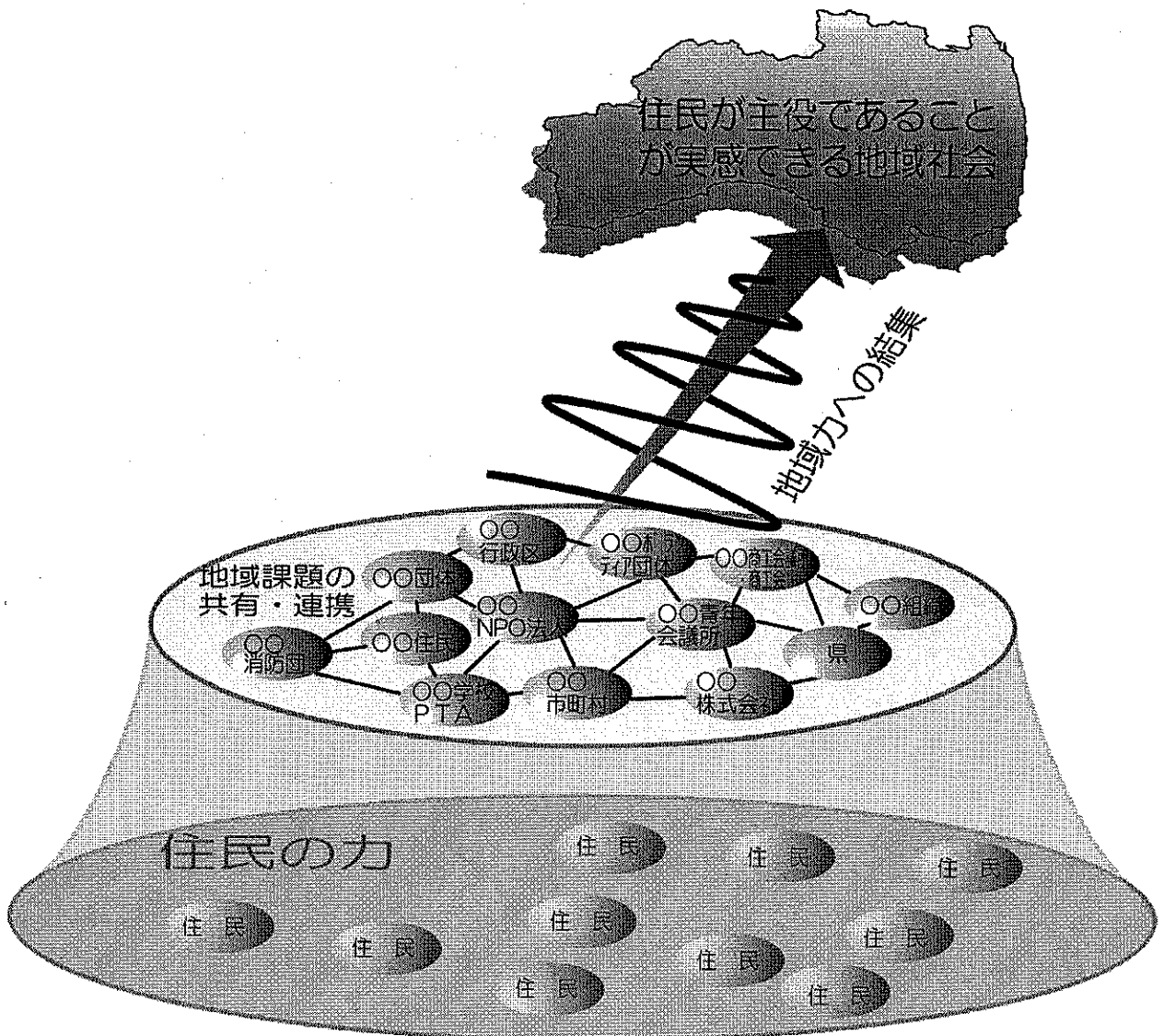
推進項目	I - 2 県民参画領域の拡大					
取組項目	(7) 「自治宣言」の検討・提唱	中心となる領域等				
	(分権宣言進化プログラム実践項目⑫)	人事領域、市町村領域				
取組の内容						
<p>住民が主役であること、市町村が優先すること、住民、市町村、県が協議、連携していくことなど、県を運営する上での基本的な事項について、住民・市町村・県が協働して「自治宣言」として策定することを検討します。</p>						
<p>【成果目標】 策定の検討にあたっては、地域を担っている市町村、住民、NPOを始めとする各種団体等、あらゆる主体との議論を積み重ねていきます。</p>						
取組の工程表						
主な取組事項		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自治宣言の調査・検討		→	(策定する場合詳細計画を策定)			
備考						

住民が主役であることが実感できる地域社会

地域力を磨く！＝住民一人ひとりの力の結集

住民一人ひとりを原点として、あらゆる主体が、

- ① 地域における自分の役割、他の主体の役割を理解し、
- ② 個人と個人、個人と集合体（団体）、集合体（団体）と集合体（団体）がお互いの結び付き（ネットワーク）を理解し、
- ③ 共有した地域課題に対して、どのように対応すべきか話し合い実践する。



※ この図は、あらゆる主体が、それぞれの立場を超えて連携する姿を示している